⑸　次に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後３年を経過していない者でないこと。

ア　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は資機材の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。

イ　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。

ウ　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。

エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。

オ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げたこと。

カ　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。

キ　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。

ク　契約に関し、現に履行遅滞となっていること。

ケ　契約の履行成績又はアフターサービスが著しく不良であったこと。

コ　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。

サ　アからキまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。

⑹　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。

⑺　会社が定める取引先資格審査規則により、資格を有すると認められたものであること。なお、競争参加資格を得ようとする者は、３⑶に示す場所に申請すること。

⑻　⑺の同等の資格を有することが確認された者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求による総合評定値通知における、直近の建築一式の総合評定値が1,200点以上であること。

⑼　平成17年４月以降に、市街地における都市鉄道地下駅の乗降場を含む建築工事のうち、延床面積3,000㎡以上の工事の施工実績（公告時点で完成したものを含む。）を有すること。なお、共同企業体による施工実績については、共同企業体の代表者として参加する者は出資比率20％以上、代表者以外の構成員として参加する者は出資比率15％以上のものに限る。

⑽　次に掲げる基準を満たす監理技術者及び施工責任者を当該工事に専任で配置できること。

ア　監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又は１級建築士の資格を有する者であること。

イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　監理技術者にあっては、⑼に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、延床面積は問わない。

エ　施工責任者にあっては、会社が定める施工責任者資格認定教育を受講し、１級又は２級施工責任者の資格認定を受けたものであること。なお、施工責任者は監理技術者と兼任できるものとする。

⑾　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、会社から取引先資格停止基準に基づく資格停止を受けていないこと。

⑿　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社でないこと。

⒀　⑿の「１に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社交建設計

⒁　⑿の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受託者の発行株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設会社

イ　建設会社の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設会社

⒂　共同企業体については、次のとおりとすること。

ア　⑴から⑻に規定する者は２者又は３者を構成員とすること。この場合、同一の者が２以上の共同企業体の構成員となることは認めない。

イ　すべての構成員が⑼に掲げる条件を満たす者であること。

ウ　共同企業体は、⑽に規定する監理技術者及び施工責任者を有し、少なくともそれぞれ１名を当該工事に専任で配置できること。

エ　出資比率は、すべての構成員が、２者の共同企業体の場合は30％以上、３者の共同企業体の場合は20％以上であること。

オ　代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

カ　共同企業体の有効期間は、確認の日から当該工事完成の日までとする。ただし、落札者以外のものにあっては当該工事の契約が締結された日までとする。

キ　共同企業体の名称は、「○○・○○建設工事共同企業体」とする。

３　入札手続等

⑴　担当部課　〒110―8614 東京都台東区東上野三丁目19番６号　東京地下鉄株式会社　工務部　工務企画課　電話03―3837―7233

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成27年５月25日（月）から平成27年６月４日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで（11時30分から13時30分までを除く。）

〒103―0001 東京都中央区日本橋小伝馬町11番９号　メトロ開発株式会社　技術部技術管理課　電話03―5847―7807　交付に当たっては、実費を徴収する。

⑶　一般競争参加資格審査申請書（共同企業体の場合は、一般競争参加資格審査申請書、競争参加資格確認申請書（共同企業体）、共同企業体協定書及び委任状）（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、場所及び方法　平成27年５月26日（火）から平成27年６月４日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、10時00分から17時00分まで（12時00分から14時00分までを除く。）

〒110―8614 東京都台東区東上野三丁目19番６号　東京地下鉄株式会社　工務部　建築課　電話03―3837―7444

に持参すること。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　平成27年７月13日（月）14時00分　東京メトロ東上野５丁目ビル３階会議室

持参又は郵送すること（ただし、郵便による入札書の受領期限は平成27年７月13日（月）10時00分（必着）３⑴へ郵送すること。）。

４　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　免除。

イ　契約保証金　納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　会社において作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。